

令和 2 年 7 月 1 5 日  
出入国在留管理庁

令和2年7月豪雨で被災された方の特別永住者証明書関係の届出・  
申請について

令和2年7月豪雨で被災された方の特別永住者証明書関係の届出・  
申請について、以下のとおりお知らせします。

- 特別永住者証明書を紛失した場合、身分証明書や紛失証明書等がなくても、お住まいの又は避難先の市区町村（以下同じ。）で特別永住者証明書の再交付を受けることができます。
- 特別永住者証明書に関する以下の手続きについては、法定の期間を経過していても、お住まいの市区町村で通常どおり行うことができます。

〈対象となる届出・申請〉

- 特別永住者証明書の氏名等の記載事項の変更届出（入管特例法第11条第1項）
  - 特別永住者証明書の有効期間更新申請（入管特例法第12条第1項）
  - 特別永住者証明書の紛失等による再交付申請（入管特例法第13条の第1項）
  - 住居地の変更届出（入管特例法第10条第2項）
- 住居地の変更届出を行う際は特別永住者証明書が必要となるので、特別永住者証明書を紛失した方は、先にお住まいの市区町村で特別永住者証明書の再交付を受けて下さい。